

主張

あん摩マツ
サージ指圧師
やはり師・きゅ
う師は国家資
格であり、医

師の同意があれば筋麻痺
や神経痛などの施術は健
康保険の対象となってい

るが、高齢者を中心とし
て治療費を不正に請求し
返還を求められたケース
が2008年度以降、5
万5000件・9億50
00万円に上ることが厚
労省の調査で分かった。

その背景には、高齢化で
患者数が増え、自宅や老
人ホームへの訪問治療に
ビジネス目的で参入する
事業所が相次いだことが
ある。不正の手口として
は①出張料における訪問
距離を実際より長くして

請求②認知症の高齢者
に治療回数を増やして申
告③保険適用に必要な
医師の書類を偽造④保
険治療と言いながら、自
費でも請求など。調査は
11月、47都道府県の後期
高齢者医療広域連合を

を打ち出す方針である
が、患者の老人が占める
割合が多いことから不正
が発覚しにくく、効果的
な方法が採れるか疑問が
残る。ご承知のように医
科・歯科の保険行政で
は、支払基金や国保連合

もそも、保険対象疾患な
る支給基準が曖昧なこと
と、行政の指導監督の規
定が法令にないため、同
じように不正が頻発して
いる整骨院のように柔道
整復の療養費より監視の
目が届かない現状がある。

各地の後期高齢者医療
広域連合が不正の調査に
乗り出したところもある
が、職員が自治体からの
派遣であり数年で交代し
てしまうため、不正対策
を継続的に行うことは難
しい。年々、国民総医療
費が増大していることを
政府は誇張しているが、
このような不正請求を見
過ごしていたのでは本末
転倒である。国民の大切
な保険料を不正に使われ
ることを許してはならな
い。一人一人が意識を
持つて注視する必要もあ
るが、厚生労働省が適切
な対策を早急に打ち出す
ことが必要だ。

マツサージ師の 不正請求を許すな

対象に実施された。不
正・不適切な施術所は2
71か所、この8年間の
不正請求額は約9億5
000万円に上っており、
今回明らかになった不正
は氷山の一角とみられて
いる。厚労省は近く対策

会、県、ひいては上場企
業の健保組合まで厳しい
チェック体制が敷かれて
いる。しかしながら、
マツサージ、はり・きゅ
うの治療費の請求に関し
ては、そのようなチェッ
ク機構が存在しない。そ

さらに、療養費の請求事
務が電子化されておら
ず、今でも紙媒体で処理
されていることから、網
羅的にチェックすること
が困難であることも、不
正の温床となっている。
最近になって、ようやく

マツサージ師らの倫理
観の向上が望まれる。